

しべつの交通安全

平成29年中(2017年)



平成 29 年 11 月 1 日
下士別老人クラブ
交通安全の川柳を考えました

同じ道
油断をすれば
事故のもと

運転手
よく確かめて
一呼吸



“交通安全”みんなの願い

士別市交通安全運動推進委員会

目 標

交通死亡事故の抑止

ストップ・ザ・交通事故

～ めざせ 安全で安心な北海道 ～

平成30年 交通安全年間スローガン

- 運転者（同乗者を含む）へ呼びかけるもの
ぶつかるよ ながら運転 じこのもと
- 歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの
行けるはず まだ渡れるは もう危険
- 中学生以下へ交通安全を呼びかけるもの
自転車は 車といっしょ 左側

はじめに

日頃から、交通安全対策及び交通安全運動の推進に対し、特段のご理解とご協力をいただき皆様に厚くお礼申し上げます。

平成 29 年中、全国の交通事故による死者数は、3,694 人で、昭和 23 年以降の警察庁の統計で最少となりました。

しかしながら、いまだに飲酒運転により他人を死傷させること、高齢運転者が被害者・加害者になる交通事故が多発するなど、交通情勢は依然として厳しい状況にあります。

士別市においては、発生件数 5 件・死者 1 人・傷者 5 人・物損事故 446 件となり、一昨年から比べ大幅に減少しています。

士別市交通安全運動推進委員会は、本年も引き続き各関係機関・団体等と連携しながら、「地域住民の安全意識の高揚」と「思いやりのある運転マナー」で「交通事故のないまち」を目指し、

“ストップ・ザ・交通事故” ～めざせ 安全で安心な北海道～

を年間スローガンとして、強かに交通安全運動を推進してまいります。

この冊子は、平成 29 年中の本市の交通事故状況並びに交通安全対策の概要をとりまとめたものであり、今後の交通事故抑止の一助となりますことを願いまして条文といたします。

平成 30 年 2 月

士別市交通安全運動推進委員会

目次

士別市の交通安全体制 ～各機関・団体との関わり～	1
平成 29 年度 交通安全運動の概要と活動の概要	2～5
平成 30 年度 交通安全運動の実施計画	6
平成 29 年 全国・北海道・士別市の交通事故の概数	7
平成 29 年 交通事故の推移（平成 16 年以降）	
平成 29 年 時間別事故発生状況	8
平成 29 年 月別発生状況及び死者数	
平成 29 年 士別警察署管内 月別交通事故死傷者数	9
平成 29 年 当事者法令違反者別 事故発生状況	
平成 29 年 当事者車種別 事故発生状況	10
平成 29 年 路線別・曜日別・通行目的別事故発生状況	11～12

士別市の交通安全体制 ～各機関・団体との関わり～

1. 体系的な交通安全施策の推進

交通安全に関係する機関・団体がそれぞれの機能を生かしながら、年代・地域・職域等に役割を分担し、交通安全施策を推進する

2. 本会と交通安全団体の役割

本会は、本市の交通安全に関わる施策の基本を作成し、関係機関・団体及び士別警察署と連携を図りながらすべての事業に関わる

各団体はそれぞれの機能を発揮し、年代・地域・職域などに分かれ事業を展開する

3. 連携する主な交通安全機関・団体など

(1) 地域の交通安全

士別市交通安全協会

(中央・朝日・上士別・多寄・温根別・武徳・下士別・中士別)

各自治会(交通安全部など)

士別地区交通安全協会連合会(1市3町広域団体)

(2) 子どもの交通安全

士別市交通安全母の会

(3) 職域の交通安全

商店

事業所

士別地区安全運転管理者協会(1市3町広域団体)

士別地方安全運転管理者事業主会(1市3町広域団体)

(4) 交通安全指導・立哨

士別市交通安全教育隊

士別市交通安全指導員会

道北自動車学校

(5) その他の協力団体

旭川地区トラック協会士別支部(交通安全教室など協力団体)

平成 29 年度 交通安全運動の概要と活動の概要

運動の概要

1. 目標 交通死亡事故の抑止
2. 年間スローガン ストップ・ザ・交通事故 ～めざせ 安全で安心な北海道～
3. 運動の展開
 - (1) 期別運動（9 期 90 日）

全国に合わせた運動	春の全国交通安全運動（4 月 6～15 日） 秋の全国交通安全運動（9 月 21～30 日）
全道に合わせた運動	夏の交通安全運動（7 月 11～20 日） 冬の交通安全運動（11 月 11～20 日）
地域・職域運動	春の行楽期の交通安全運動（5 月 11～20 日） 初夏の交通安全運動（6 月 3～12 日） 夏の行楽期交通安全運動（8 月 11～20 日） 高齢者の交通事故防止運動（9 月 11～20 日） 秋の輸送繁忙期の交通安全運動（10 月 13～22 日）
 - (2) 通年運動
7 大セーフティキャンペーン・ROUTE40、275、239 一斉パトライ
ト大作戦・交通安全教室や街頭啓発の開催
 - (3) 交通安全の日
飲酒運転根絶の日・ゼロをめざす日・道民交通安全の日・自転車安全日・
その他の安全日（士別市民交通安全の日・無事故の日・バイクの日）
 - (4) 特別対策
事故多発に伴う「交通死亡事故多発警報」等の発表時に地域住民等へ注意
喚起などの緊急かつ効果的な広報啓発、住民集会、街頭指導等を実施する

活動の概要

1. 交通安全指導体制

指導者区分	現在員	内容
交通安全指導員	29	各期別運動及び市民参加行事における指導 街頭における指導 小学校における交通安全教室での指導
登下校専任指導員	4 (教育隊兼務1)	登下校における児童の安全な通行の確保及び指導 幼・小中学校における安全教室での指導
交通安全教育隊	3	交通安全教育の専門員として交通安全教室や研修会での指導
交通安全推進員	1 (教育隊隊長)	各期別運動・各種交通安全教育の推進 交通安全運動の企画・立案 各種交通安全教室の計画及び指導
合計	35	重複2名

2. 年代別交通安全教室（3月までの予定も含む）

対象	回数	人数	内容
幼児	13	498	お話・DVD・戸外・手品・パネルシアター等
小中高生	14	1,296	実践型自転車・実践型トラック・お話・戸外(歩行・自転車)DVD 神経衰弱・KYT 等
老人クラブ シニアクラブ	13	390	お話・寸劇・神経衰弱・川柳等
自治会・サロン その他	5	108	お話・寸劇・神経衰弱・反射材体験・PPT 等
合計	45	2,292	

3. 広報等の活動状況

- (1) 広報紙・ポスター掲示・啓発資材配布・交通安全情報の配信
- (2) 交通安全車による巡回啓発
- (3) 交通安全旗及び啓発看板の掲出

4. 交通安全運動の実施状況

- (1) 街頭指導及び街頭啓発
 - 毎月15日の道民交通安全の日には、交通安全指導員がパトライトを実施
 - 各交通安全運動期間中には、市担当者が交通安全車等で市内を巡回啓発し、交通安全指導員がパトライトを実施

- 市イベント等における交通安全指導員の配置（祭典・ハーフマラソン・花火大会など）
- 春の交通安全運動期間中の登校時間に、交通安全指導員が児童の安全指導、自治会役員等が交通安全旗を持って通過する車両に対し注意喚起と児童の見守りを実施
- 夏休み・冬休み明け（3日間）には登校時間に、交通安全指導員が児童の安全指導を実施

(2) 各団体等と連携した主な街頭啓発の内容

開催月日	内容	参加協力団体等
4月6日	入学式（新入学児童）街頭啓発	交通安全協会中央支部・交通安全母の会・他交通安全団体会長・市長・警察署長
4月7～15日	入学期に伴い街頭立哨	交通安全指導員・自治会
5月中	サイクルキャンペーン（小中高生対象） （反射材とパンフレットを配布）	学校をとおして児童・生徒へ配布
5月19日	自転車安全キャンペーン（一般対象）	交通安全協会・防犯協会
5月19日	バイクの交通事故防止	交通安全協会
6月7日	街頭啓発	ライオンズクラブ
6月8日	交通安全旗による「旗の波運動」 （西興部村交通安全推進委員会主催）	多寄地区（交通安全協会・自治会・小学校・中学校・交通安全指導員）
6月23日	無事故の日街頭啓発	交通安全母の会・トラック協会土別支部・土別翔雲高校
7月20日 7月25日 7月27日	チャイルドシートの正しい着用啓発 20・25日 子育て支援センターゆら 27日 つどいの広場きら・図書館 あさひきらにはグッズを設置	交通安全母の会
9月21日	人の波・旗の波大作戦	事業所・商店・自治会・PTA・交通安全各団体・土別市

開催月日	内容	参加協力団体等
9月27日	街頭啓発	上士別地区（交通安全協会・自治会・交通安全指導員・安管・中学生・高校生）
10月13日	交通安全旗による「旗の波運動」 （西興部村交通安全推進委員会主催）	温根別地区（交通安全協会・自治会・小学校・交通安全指導員・安管）
11月14日 11月17日	飲酒運転根絶キャンペーン コンビニ前で啓発・宿泊施設訪問	交通安全協会中央支部

（3）交通安全各種事業

開催月日	内容	参加協力団体等
6月18日	第18回交通安全社会人ミニバレーボール大会	
6月23日	朝日地区交通安全・防犯パレード大会	
6月27日	第21回高齢者交通安全パレード大会	士別市老人クラブ 連合会
7月30日	上士別地区交通防犯パレード大会	
8月6日	多寄地区交通安全・防犯パレード大会	
8月18日	安管法定講習会	安全運転管理者等
9月30日	イベント時交通安全啓発 ※夜光反射材体験と折り紙 （まなびとくらしのフェスティバル）	交通安全教育隊
11月13日	普通救命講習会	安全運転管理者協会
12月3日	第18回会長杯件交通事故撲滅祈念 ミニバレーボール大会	
1月19日	交通安全教育隊・登下校専任指導員 合同研修会 講師：本田技研工業(株)	
2月14日	士別地区交通安全祈願祭 （1市3町士別神社）	1市3町関係機関・団体等
3月4日	第18回交通安全社会人ミニバレーボール大会	
3月15日	交通安全母の会研修会	交通安全母の会

平成30年度 交通安全運動の実施計画

《 士別市 》

運動の目的	市民の交通安全意識を高め、交通事故防止の徹底を図る。									
年間スロージャン	ストツプ・ザ・交通事故 ～ めざせ 安全で安心な北海道 ～									
7大セーフティキャンペーン	①高齢者事故防止 ②飲酒運転根絶 ③スピードダウン ④シートベルト全着用 ⑤自転車安全利用 ⑥居眠り運転防止 ⑦デイ・ライト									
R40・275・239一斉パトロール大作戦	R40・275・239(和寒一幌加内ー下川ー中川間)において、2市6町1村の交通安全推進委員会が連携し、毎月15日(道民交通安全の日・土日祝の場合は前日)にレッド駐留を実施									
交通安全教室や街頭啓発の開催	交通安全教室の実施や、他機関・団体等と連携し、街頭啓発を開催									
運動名	春の全国交通安全運動	春の行楽期交通安全運動	初夏の交通安全運動	夏の交通安全運動	夏の行楽期交通安全運動	高齢者の交通事故防止運動	秋の全国交通安全運動	秋の輸送繁忙期の交通安全運動	冬の交通安全運動	
実施期間	4/6(金)～4/15(日)	4/27(金)～5/6(日)	6/4(月)～6/13(水)	7/11(水)～7/20(金)	8/10(金)～8/19(日)	9/3(月)～9/12(水)	9/21(金)～9/30(日)	10/12(金)～10/21(日)	11/11(日)～11/20(火)	
運動の重点	新入学期(新学期を迎える子ども)の交通事故防止	雪解け時に伴うスピードの出し過ぎ防止	交差点の交通事故防止	飲酒運転の根絶	行楽等に伴うスピードの出し過ぎ防止	高齢者の横断中の交通事故防止	夕暮れ・夜間の高齢歩行者・自転車の事故防止	夕暮れ・夜間の交差点の交通事故防止	凍結路面等のスリップ事故防止	
団体等と連携した主な啓発内容	活動期に入る自転車利用者の事故防止	活動期に入る子どもたちの交通事故防止	居眠り運転による交通事故防止	観光や夏型レジャー等に伴う交通事故防止	自転車・二輪車の安全利用の推進	夕暮れ・夜間の自転車歩行者の交通事故防止	夜光反射材普及活動	居眠り運転による交通事故防止	飲酒運転根絶キャンペーン(中央支部)	
パトロール作戦日	4/5～6 入学式啓発(中央支部・母の会)	自転車安全啓発・バイクの事故防止(安協)	6/25(月)無事故の日啓発(母の会)	チャイルドシートの正しい着用啓発(母の会)		9月中 老人クラブ交流会交通安全教室	人の波・旗の波大作戦			
飲酒運転根絶の日	7月13日(金)									
ゼロを目指す日	4月10日(火)及び9月30日(日)									
道民交通安全の日	毎月15日									
自転車安全の日	毎月第1及び第3金曜日									
その他の安全の日	士別市民交通安全の日(毎月1日)・無事故の日(6月25日)・バイクの日(8月19日)									
特別対策	「交通死亡事故多発警報」や「飲酒運転根絶緊急対策」の発表時に地域住民等へ緊急かつ効果的な広報啓発、住民集会、街頭指導等を実施する。									

平成29年 全国・北海道・士別市の交通事故の概数

		全国	北海道	士別警察署管内	士別市
発生	H29	472,069	10,815	15	5
	H28	499,201	11,329	25	18
	増減		-514	-10	-13
死者	H29	3,694	148	1	1
	H28	3,904	158	4	2
	増減	-210	-10	-3	-1
傷者	H29	579,746	12,672	18	5
	H28	618,853	13,489	33	26
	増減		-817	-15	-21

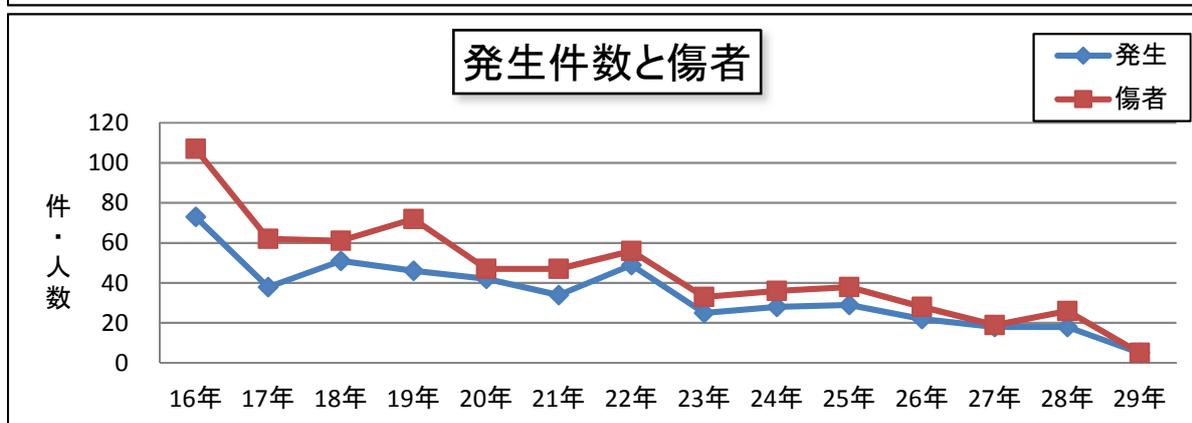
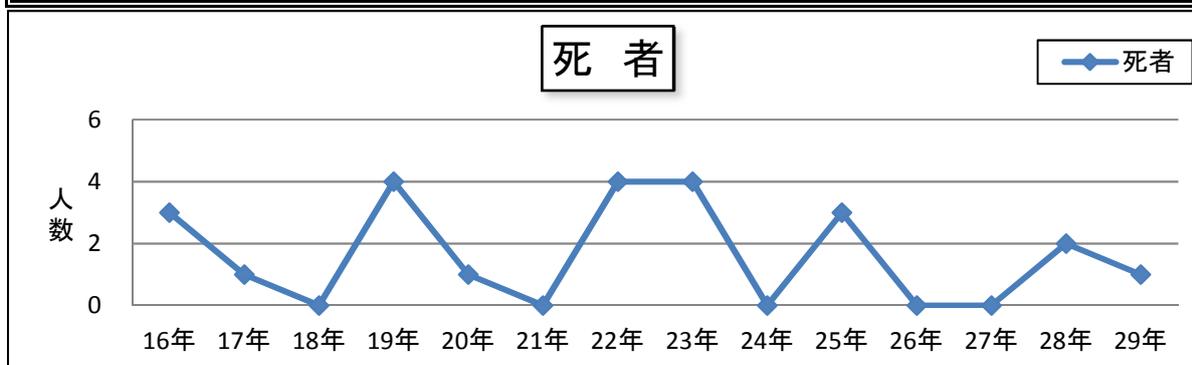
※29年中の事故発生及び傷者数は概数である

平成29年 全国ワースト10

順位	都道府県	死者数	増減
1	愛知県	200	-12
2	埼玉県	177	+26
3	東京都	164	+5
4	兵庫県	161	+9
5	千葉県	154	-31
6	大阪府	150	-11
7	神奈川県	149	+9
8	北海道	148	-10
9	茨城県	143	-7
10	福岡県	139	-4

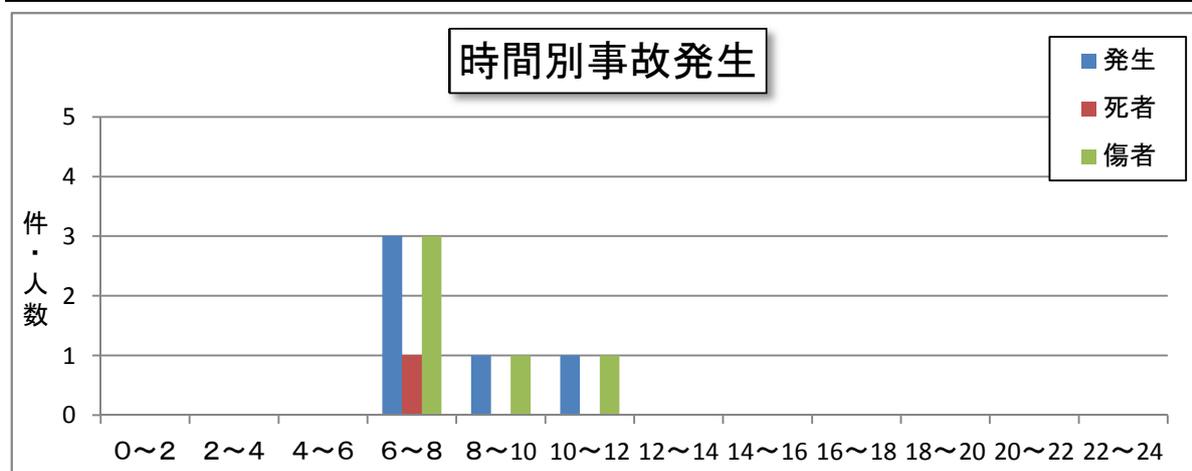
平成29年 交通事故の推移(平成16年以降)

	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
発生	73	38	51	46	42	34	49	25	28	29	22	18	18	5
死者	3	1	0	4	1	0	4	4	0	3	0	0	2	1
傷者	107	62	61	72	47	47	56	33	36	38	28	19	26	5
物損	573	497	567	520	487	532	588	534	612	511	514	433	497	446



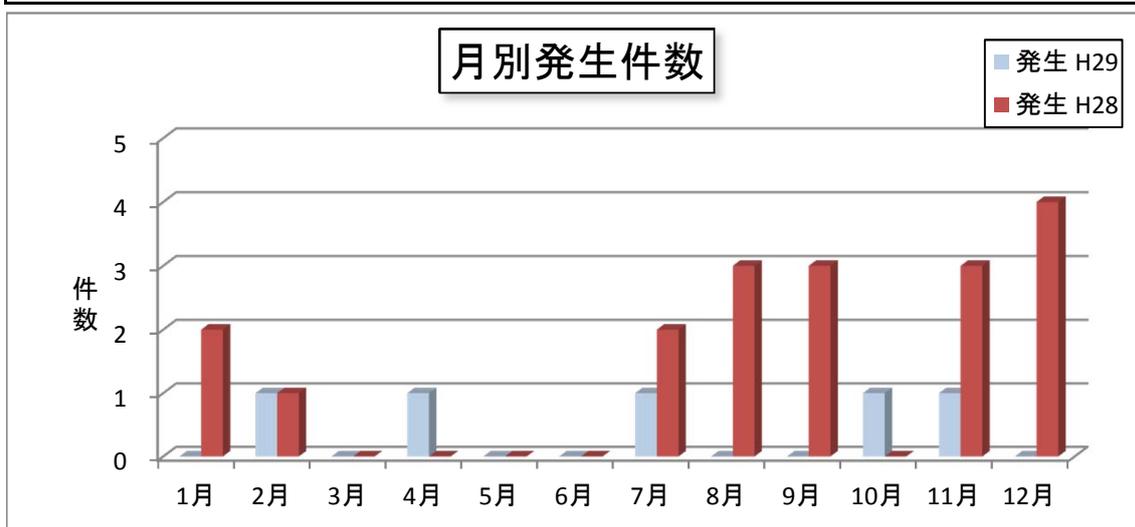
平成29年 時間別事故発生状況

	0~2	2~4	4~6	6~8	8~10	10~12	12~14	14~16	16~18	18~20	20~22	22~24	合計
発生	0	0	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	5
死者	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
傷者	0	0	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	5



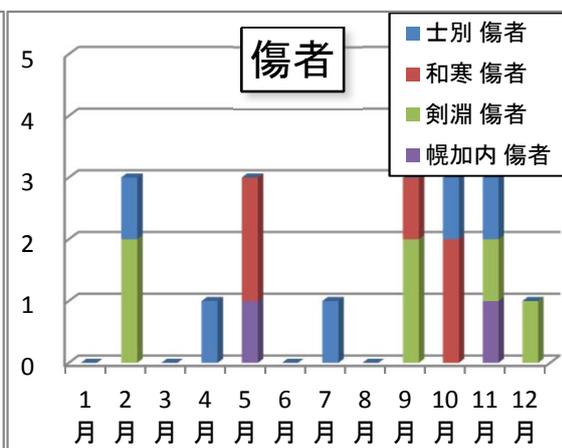
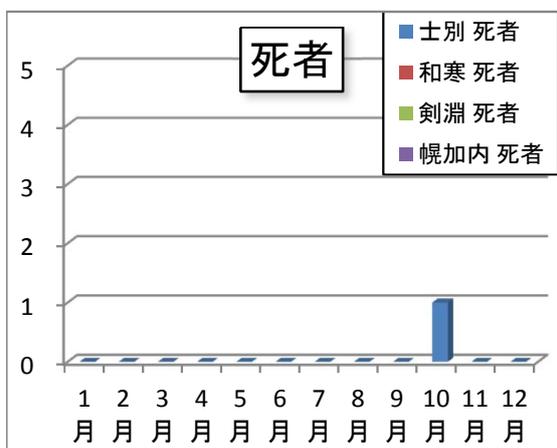
平成29年 月別発生及び死傷者数

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
発生	H29	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	1	0	5
	H28	2	1	0	0	0	0	2	3	3	0	3	4	18
死者	H29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	H28	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
傷者	H29	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	1	0	5
	H28	3	1	0	0	0	0	2	5	5	0	5	5	26



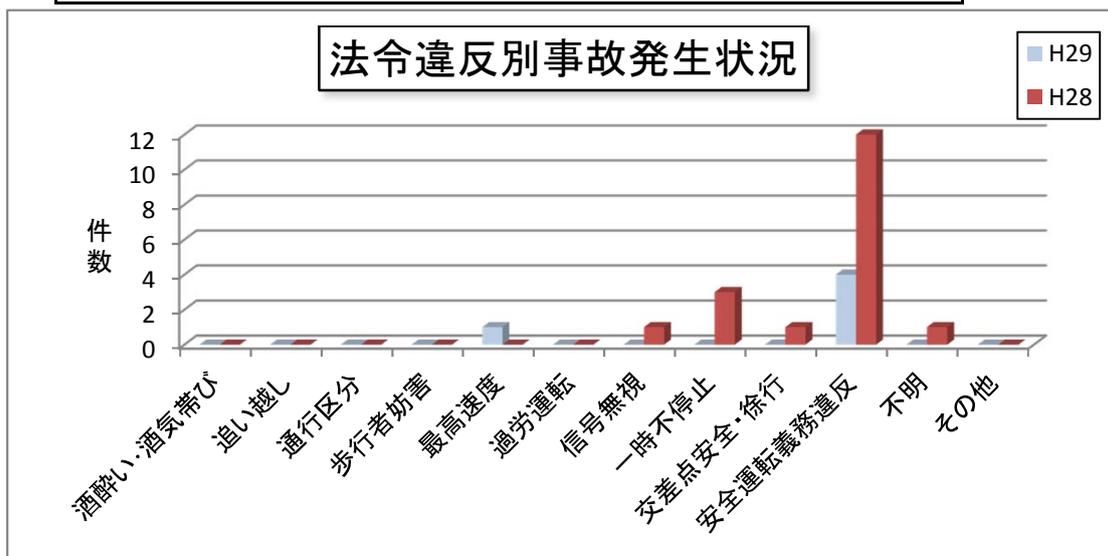
平成29年 士別警察署管内 月別交通事故死傷者数

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
士別	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	傷者	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	1	0	5
和寒	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	傷者	0	0	0	0	2	0	0	0	1	2	0	0	5
剣淵	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	傷者	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	6
幌加内	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	傷者	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
合計	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	傷者	0	3	0	1	3	0	1	0	3	3	3	1	18



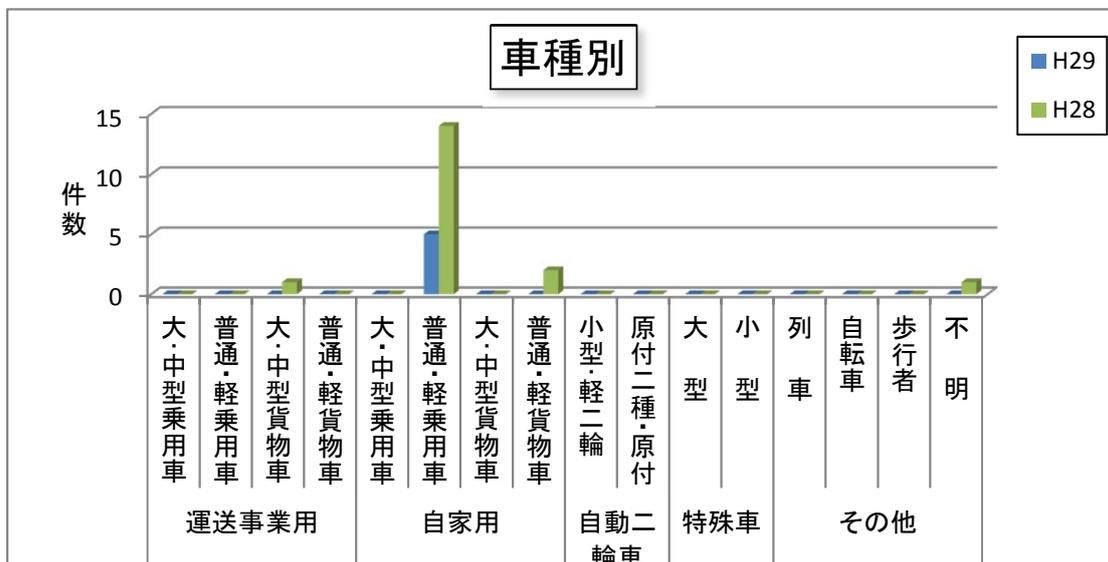
平成29年 当事者法令違反者別 事故発生状況

	発生件数			法令違反別発生件数											
	件数	死者	傷者	酒酔い・酒気帯び	追い越し	通行区分	歩行者妨害	最高速度	過労運転	信号無視	一時不停止	交差点安全・徐行	安全運転義務違反	不明	その他
H29	5	1	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0
H28	18	2	26	0	0	0	0	0	0	1	3	1	12	1	0



平成29年 当事者車種別 事故発生状況

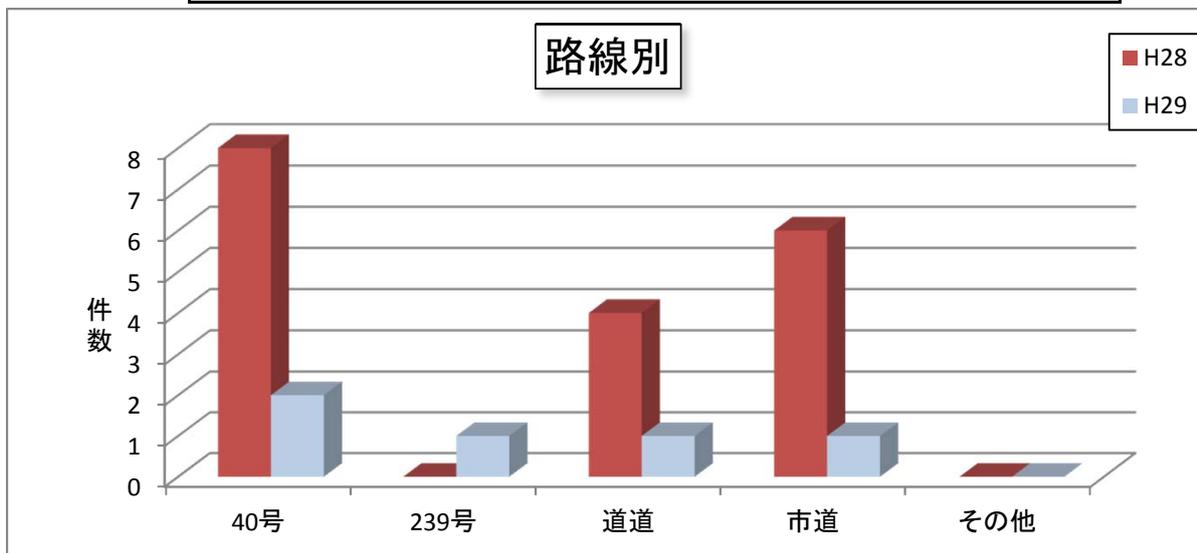
	運送事業用				自家用				自動二輪車		特殊車		その他			合計	
	大・中型乗用車	普通・軽乗用車	大・中型貨物車	普通・軽貨物車	大・中型乗用車	普通・軽乗用車	大・中型貨物車	普通・軽貨物車	小型・軽二輪	原付二種・原付	大型	小型	列車	自転車	歩行者		不明
H29	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
H28	0	0	1	0	0	14	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	18



平成29年 《路線別》 《曜日別》 《通行目的別》 事故発生状況

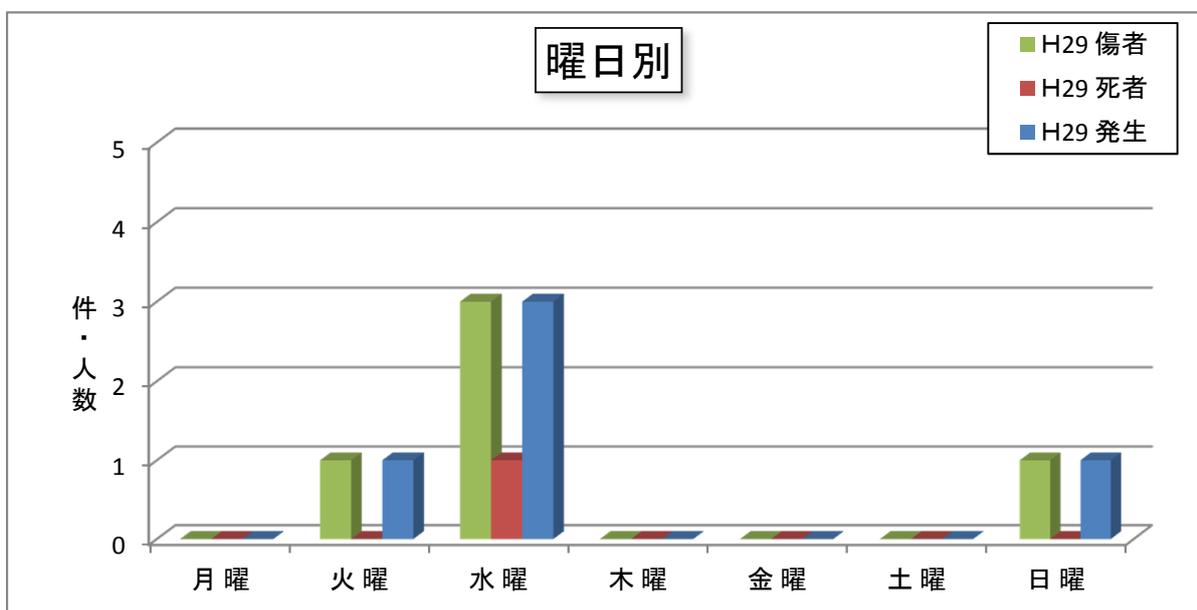
《路線別発生件数》

	国 道			国 道 以 外				合 計
	40号	239号	小計	道道	市道	その他	小計	
H29	2	1	3	1	1	0	2	5
H28	8	0	8	4	6	0	10	18



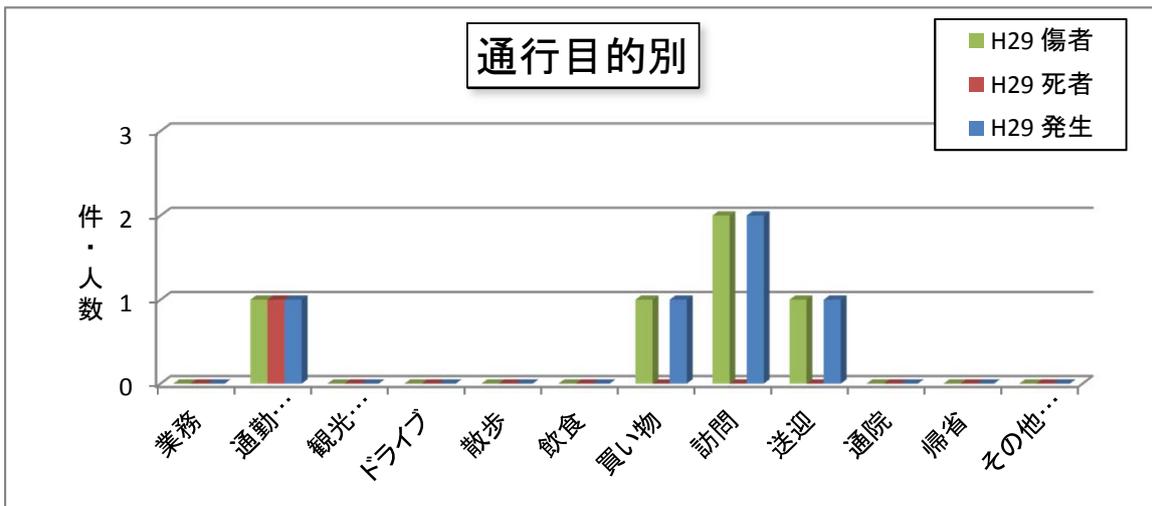
《曜日別発生件数》

		月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜	合計
H29	発生	0	1	3	0	0	0	1	5
	死者	0	0	1	0	0	0	0	1
	傷者	0	1	3	0	0	0	1	5
H28	発生	3	0	0	3	7	2	3	18
	死者	0	0	0	0	1	0	1	2
	傷者	4	0	0	3	15	2	2	26



《通行目的別》

		業務	通勤 通学	観光 娯楽	ドライブ	散歩	飲食	買い物	訪問	送迎	通院	帰省	その他 不明	合計
H29	発生	0	1	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	5
	死者	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	傷者	0	1	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	5
H28	発生	5	3	0	0	0	0	3	5	1	0	0	1	18
	死者	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
	傷者	11	4	0	0	0	0	3	6	1	0	0	1	26



交通事故のないまちは、みんなの願いです。

交通事故は、おこそうと思っておきるものではなく、誰もが巻き込まれるおそれのあるものです。ゆえに交通事故防止に対する意識を常に持ち、事故に巻き込まれないための行動をおこさなくてはなりません。

～ シートベルトの大切さ ～

道路交通法 71 条の 3 第 1 項 自動車（大型自動二輪車および普通自動二輪車を除く）の運転者は、シートベルトを装着しないで自動車を運転してはならない。

道路交通法 71 条の 3 第 2 項 運転者は、シートベルトを装着しない者を乗せて自動車を運転してはならない。

道路交通法 71 条の 3 第 3 項 運転者は、チャイルドシートを使用しない幼児を乗車させて自動車を運転してはならない。



道路交通法でこのように定められています。（違反すれば違反点 1 点。後部座席の違反点は、高速自動車国道及び自動車専用道路での非着用に限る）。

しかし、車両に乗っていて後部座席は安全なのかというとそうではありません。衝突のしかたにもよりますが、前席よりも危険が及ぶことがあります。

では、シートベルト非着用で交通事故に遭ったときどんな危険があるかというと、

1. 自分自身の大きな被害（どの席もあります）

前席又はフロントガラスや天井、ドアや窓などにすさまじい力で叩きつけられることがあります。（時速 60km で進んでいる場合、壁に激突した衝撃は、14 m のビルから落ちるのと同じと言われています）

2. 車外放出（どの席もあります）

車外に出て堅いアスファルトに身体をぶついたり、後続車両にひかれることもあり、事故そのものだけではなく二次被害に巻き込まれることがあります。

3. 前席同乗者への加害

前シートにぶつかることにより、前者がシートとエアバッグで挟まれることがあります。

などが考えられます。

衝突した際、人間が瞬間的に支えられるのは手を突っ張って 50kg、足を踏ん張って 100kg くらいの力と言われています。これをスピードに換算するとたった時速 7km です。

6 歳未満の乳幼児には、チャイルドシートの着用が義務づけられています。まだ小さいから、子どもが嫌がるからと言ってだっこで走行するのは大変危険です。時速

40km で走行中に衝突した場合、体重の約 30 倍の力がかかり（5kg の子どもで腕に 150kg 重さがかかる）とても支えることは出来ません。また、自分で着座出来る幼児でも、足が床につかなければ踏ん張ることができず前席に衝突したり最悪の場合車外放出されてしまいます。

シートベルトの適応身長は 140cm くらいからとされています（車種により違い有り）。それに対し、チャイルドシートの義務化が外れる 6 歳の平均身長は 120cm なのでシートベルトをしても安全な着用にならないかもしれません。ブースターシートなどを使用してシートベルトが首にかからないように調整し安全に使用しましょう。

～ 一時停止と安全確認 ～

道路交通法 43 条 車両等は、一時停止の道路標識がある交差点では、その交差点の（停止線の）直前で一時停止しなければならない。この場合、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

停止する場所をご存じですか？停止線がある場合は、その停止線の直前、ない場合は交差点の直前であって、ほかの交通の安全を確認し得る地点ではありません。この停止位置で止まり、ほかの交通の安全を確認できない場合は、見通し可能な位置まで徐行し安全を確認しましょう。



～ 横断歩道等に接近する場合の義務 ～

車両等は、その進路の前方の横断歩道等を横断し、または横断しようとする歩行者等があるときは、その横断歩道等の前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければならない。

横断歩道等で歩行者等が横断しようとしているときは、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければなりません。また、横断歩道のない交差点またはその直近でも歩行者優先の義務があり、歩行者が道路を横断している場合はその通行を妨げてはなりません。



発行 平成30年(2018)2月
編集 土別市交通安全運動推進委員会